改正後

（農業水産部の所掌事務）

第五条　農業水産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土地改良事業（農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第一項第四十五号に規定する土地改良事業をいう。以下同じ。）に関すること（農用地及び農業用施設に関する災害復旧事業を除く。）。

二～十二　（略）

（建設監督官）

第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官百九人以内を置く。

2　（略）

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局（開発建設部を除く。）に、開発専門官二十二人以内を置く。

2　（略）

（技術管理官）

第九十七条　（略）

2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、技術管理官三人を置く。

3　（略）

第九十八条　（略）

2　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ防災対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官一人を、札幌開発建設部、旭川開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水事業対策官一人を、札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人を、札幌開発建設部に、特定道路事業対策官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部及び留萌開発建設部に、それぞれ特定道路事業対策官一人を、札幌開発建設部に、空港対策官一人を、釧路開発建設部に、農業環境保全対策官一人を置く。

札幌開発建設部	職員課、経理企画課、経理業務課、契約企画課、契約業務課、技術企画課、技術審査課、用地企画課、用地業務第一課、用地業務第二課、公物管理企画課、公物管理業務課、防災課、河川計画課、河川整備保全課、都市圏道路計画課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課
（略）	（略）

改正前

（農業水産部の所掌事務）

第五条　農業水産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土地改良事業（農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第一項第四十六号に規定する土地改良事業をいう。以下同じ。）に関すること（農用地及び農業用施設に関する災害復旧事業を除く。）。

二～十二　（略）

（建設監督官）

第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官百十二人以内を置く。

2　（略）

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局（開発建設部を除く。）に、開発専門官十九人以内を置く。

2　（略）

（技術管理官）

第九十七条　（略）

2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、技術管理官二人を置く。

3　（略）

第九十八条　（略）

2　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ防災対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官一人を、札幌開発建設部及び旭川開発建設部に、それぞれ特定治水事業対策官一人を、札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人を、札幌開発建設部に、特定道路事業対策官一人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部及び留萌開発建設部に、それぞれ特定道路事業対策官一人を、札幌開発建設部に、築港対策官一人を、札幌開発建設部に、空港対策官一人を、釧路開発建設部に、農業環境保全対策官一人を置く。

札幌開発建設部	職員課、経理企画課、経理業務課、契約企画課、契約業務課、技術企画課、技術審査課、用地企画課、用地業務第一課、用地業務第二課、公物管理企画課、公物管理業務課、防災課、河川計画課、河川工事課、河川管理課、都市圏道路計画課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課
（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。